

非破壊検査計画書に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

非破壊検査計画書に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 M 編附属書 M1.4.2-3.(1)においては、船体構造の溶接部に対する非破壊検査に関する要件を規定している。当該要件においては、溶接工事に先立ち、非破壊検査の検査点数や検査方法について記載した非破壊検査計画書を提出し、承認を得ることを要求しており、検査箇所については溶接工事完了後に検査員が指示するよう規定していた。

一方、鋼船規則 CSR-B 編及び船体構造の溶接部の非破壊検査に関する IACS 勧告 No.20 においては、検査点数や検査方法を記載した非破壊検査計画書の提出及び承認については M 編附属書と同様であるが、検査箇所については M 編附属書とは異なり、溶接工事に先立ち提出される非破壊検査計画書に記載しなければならない旨を規定しており、取扱いが異なっていた。

このため、CSR-B 編及び IACS 勧告 No.20 に沿うよう、M 編附属書における非破壊検査計画書に関する規定を改めた。

ただし、非破壊検査計画書の取扱いについては、その開示先を非破壊検査の担当者及び監督者のみに限定する等の配慮を払う旨を規定すると共に、非破壊検査計画書の承認後であっても検査員が必要と認めた場合には、検査箇所の変更を要求することがある旨を規定し、検査の実効性を高めることとした。

改正内容

- (1) 非破壊検査計画書に検査箇所を記載するよう改めた。
- (2) 非破壊検査計画書の取扱いについて、製造者は、適切な検査が実施されるよう、その開示先を非破壊検査の担当者及び監督者のみに限定する等の配慮を払う旨を規定した。
- (3) 非破壊検査計画書の承認後であっても、検査員が必要と認めた場合は検査箇所の変更を要求することがある旨を規定した。